

第15回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

京都府京都市南区西九条院町1-7
都ホテル 京都八条 B1 陽明殿
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

目次

第15回定時株主総会招集ご通知 …	1
事業報告……………	3
連結計算書類……………	20
計算書類……………	22
監査報告……………	24

株式会社 T. S. I

証券コード：7362

証券コード 7362
2025年3月12日

株 主 各 位

京都府京都市西京区桂南巽町75番地 4
株 式 会 社 T . S . I
代表取締役社長 北 山 忠 雄

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第15回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www.t-s-i.jp/ir/news/>



<https://d.sokai.jp/7362/teiiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「T. S. I」または証券コード「7362」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 京都府京都市南区西九条院町17
都ホテル 京都八条 B1 陽明殿
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 第15期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第15期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 事業報告

( 2024年1月 1 日から )  
( 2024年12月31日まで )

## 1. 企業グループの現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続きロシア・ウクライナ問題や、中東問題、中国不動産問題等が存在している中で、アメリカ大統領選挙ではトランプ氏の再選が決まり、世界の潮流は大きく変化していくことが見込まれます。世界的には様々なリスクが存在する中で、日本においては、物価高の懸念や急激な為替の変動等も見られ、日銀やアメリカの中央銀行の政策方針転換なども決まる中、2025年以降に向け、経済情勢は、依然として先行き不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、2024年4月には3年に1度の介護報酬改定、6月には診療報酬改定が行われた中で、新たに加算を取得するなどの対応を進めてまいりました。2025年問題とも言われている高齢化がさらに進むことで介護サービスの需要は高まっております。一方で、供給面では、ホームヘルパーの有効求人倍率が過去最高となり、2024年度は介護事業者の倒産は過去最高となり、同時に訪問介護事業所も過去最高の倒産や事業所廃止件数を記録するなど、特に企業体力に制約のある中小事業者には厳しい状況が続いております。そのような中、当社では、6月から新設された「介護職員等処遇改善加算」を取得し、また会社としてのベースアップや管理職の処遇の見直しも継続して実施するなど、事業所の管理者を中心とした還元の強化と、職員からの紹介手当の拡充や自社ホームページ経由での採用強化を実施し、人材確保と定着のための環境を整備することに努め、一定の成果を出すことができております。また、従来は認められていなかった特定技能実習生の訪問介護事業所での受け入れ可能な方向性が示されるなど、今後の人材確保への追い風も出てきたことから、当社でも早ければ来年度から人材を確保するために複数のルートを確保してまいりました。当社の収益構造は、従来は訪問介護事業中心の収益構造であったところ、2023年より訪問看護事業を開始し、2024年末時点では2事業所を運営しておりますが、事業モデルが確立してきたことから、2025年からは事業の本格化に向けて、収益性の向上及び訪問介護や介護保険からの収益分散を進めてまいります。その他、生産性向上のために自社システムを開発し2024年に完成しました。こちらも2025年度からの本格運用に向けて準備を進めております。

当連結会計年度においては、「アンジェス宇都宮砥上」を新規開設いたしました。2024年12月末時点の運営状況につきましては、「アンジェス宇都宮砥上」が予算想定を上回るペースで立ち上がったものの、33棟1,045室（※）の全社稼働率は95.8%、オープン1年経過後拠点では稼働率が96.2%となっており、オープン1年経過後拠点の当社の稼働率目標値である

97.0%を下回りました。

(※)「アンジェス彦根河瀬」「アンジェス宇都宮砒上」の訪問看護利用者を想定した医療居室部分40室については、従来からの目標である稼働率97.0%という高稼働率を前提とした事業ではないことから、当該40室を除き、全社の介護居室稼働率の計算においては1,045室を分母としております。

期首は、前連結会計年度末の年末年始の稼働率低下による影響があったものの、1年を通じて、既存拠点、オープン1年経過後拠点ともに着実な稼働数の積み上げにより、稼働率を着実に高め、売上高は前連結会計年度実績を上回って着地しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、47億7百万円（前期比10.7%増）、営業利益は1億32百万円（前期比20.2%増）、経常利益は1億73百万円（前期比9.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億13百万円（前期比10.2%減）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

介護事業におきましては、当連結会計年度の売上高は41億59百万円、セグメント利益は1億34百万円となりました。これは主として、前連結会計年度に新規開設した1拠点及び当連結会計年度においても「アンジェス宇都宮砒上」の1棟を新規開設したことによるものであります。

その結果、売上高は前連結会計年度と比較して4億29百万円（前期比11.5%増）の増収、セグメント利益は33百万円（前期比32.8%増）の増益となりました。

不動産事業におきましては、当連結会計年度の売上高は5億48百万円、セグメント利益は24百万円となりました。請負工事については、クラシオン宮島、アンジェス八王子の完成があったことにより、工事売上高5億43百万円（前期比2億67百万円増）となりました。一方で、不動産販売については、前連結会計年度はアンジェス神照のオーナーチェンジによる売却があったことに対し、当連結会計年度の売却はなかったことから、不動産売上は2億40百万円の減少となりました。費用については、建築原価及び人件費等の高騰等により増加しております。

その結果、売上高は前連結会計年度と比較して24百万円（前期比4.7%増）の増収、セグメント利益は9百万円（前期比28.2%減）の減益となりました。

事業別売上高

| 事業区分  | 第 14 期<br>(2023年12月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第 15 期<br>(2024年12月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前期比増減     |       |
|-------|------------------------------------|-------|------------------------------------|-------|-----------|-------|
|       | 金額                                 | 構成比   | 金額                                 | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| 介護事業  | 3,729,544千円                        | 87.7% | 4,159,431千円                        | 88.4% | 429,886千円 | 11.5% |
| 不動産事業 | 523,880                            | 12.3  | 548,464                            | 11.6  | 24,583    | 4.7   |
| 合計    | 4,253,425                          | 100.0 | 4,707,895                          | 100.0 | 454,469   | 10.7  |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は11億86百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成・取得した主要設備

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 不動産事業 アンジェス宇都宮砥上事務所 | 居宅介護支援事業所、訪問看護事業所事務所の新設 |
| 不動産事業 アンジェス岐阜南鶉事務所  | 居宅介護支援事業所の新設            |
| 不動産事業 アンジェス石山寺      | サービス付き高齢者向け住宅の取得        |
| 不動産事業 ソフトウェア        | 自社利用ソフトウェアの開発           |

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 不動産事業 アンジェス町田（仮称）   | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
| 不動産事業 アンジェス上溝       | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
| 不動産事業 アンジェス八王子高尾    | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
| 不動産事業 アンジェス宇都宮御幸本町  | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
| 不動産事業 アンジェス町田相原（仮称） | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資資金として6億円を借りました。  
また、借入金96百万円を返済いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 12 期<br>(2021年12月期) | 第 13 期<br>(2022年12月期) | 第 14 期<br>(2023年12月期) | 第 15 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年12月期) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 3,400,957             | 4,101,575             | 4,253,425             | 4,707,895                          |
| 経 常 利 益 (千円)             | 187,634               | 246,505               | 192,640               | 173,744                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 138,027               | 157,536               | 126,668               | 113,770                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 94.18                 | 103.10                | 82.87                 | 75.20                              |
| 総 資 産 (千円)               | 2,879,306             | 3,030,265             | 4,093,166             | 4,799,758                          |
| 純 資 産 (千円)               | 927,370               | 1,084,778             | 1,191,708             | 1,310,997                          |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 606.92                | 709.96                | 789.40                | 865.32                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 12 期<br>(2021年12月期) | 第 13 期<br>(2022年12月期) | 第 14 期<br>(2023年12月期) | 第 15 期<br>(当事業年度)<br>(2024年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 2,861,428             | 3,345,409             | 3,729,544             | 4,159,431                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 89,032                | 150,228               | 124,243               | 137,204                          |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 54,473                | 92,487                | 77,793                | 89,869                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 37.17                 | 60.53                 | 50.89                 | 59.40                            |
| 総 資 産 (千円)      | 1,560,414             | 1,884,506             | 2,239,953             | 2,232,873                        |
| 純 資 産 (千円)      | 810,760               | 903,119               | 961,174               | 1,056,562                        |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 530.60                | 591.07                | 636.69                | 697.38                           |

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|----------|----------|---------------|
| 株 式 会 社 北 山 住 宅 販 売 | 20,000千円 | 100.0%   | 不 動 産 事 業     |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、自宅で看取られたいと望む高齢者が安心できる住まいと介護サービスを提供することをミッションとし、サービス付き高齢者向け住宅「アンジェス」を設計・建築・運営まで一気通貫して提供を行い、「アンジェス」の全国47都道府県への展開を目指しております。これらを実現するため、以下の項目を特に重要な課題として認識し、取り組んでまいります。

#### ① 人員の確保について

当社グループが事業規模を拡大していくためには、新エリアへの進出を続けていく必要がありますが、新エリアへ進出するためには、管理者、現場の介護スタッフを確保する必要があります。介護業界は慢性的に人手不足といわれ、有効求人倍率も高い状況にあります（2024年12月の介護サービスの有効求人倍率は4.25倍。全職業平均は1.22倍。出典：「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省））。そのため、当社は、介護スタッフの待遇改善、全国転勤や全国の宿泊出張可能な社員の確保に取り組んでおります。また、経験の浅い介護スタッフでも安心して継続して働けるように、定期的な教育・研修の場を設けて、スタッフ定着率の向上に努め、未経験の無資格者に対しても、雇用後、資格取得支援を行い戦力化を図っております。更に、2024年末に拠点介護事業を支援する自社開発システムが完成しました。このシステムは、業務の明確化や平準化、従業員の教育コストの低下や定着率向上に貢献することを見込んでいます。

その他にも、当社では新エリアで1拠点目の新規開設後、近隣で近い時期に複数拠点を開設するドミナント展開を行うことでオープニングスタッフを中心に人員をエリア単位で充足させ、その中から次期管理者候補を発掘し、次の開設へ繋げていくなど、ドミナント展開を行いながら人員確保におけるリスクをコントロールしております。また、開設時期が毎年異なり、中途採用者がメインとなっていることから、2019年4月から新卒採用を開始し、中長期的な人材育成にも

取り組んでおります。しかしながら、十分に介護スタッフを確保できず、人員不足によって新規拠点の開設時期が遅れることや、開設後に入居受け入れを止める事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ②介護保険法の改正について

訪問介護事業、居宅介護支援事業は介護保険法に基づき事業を行っております。介護保険法及び介護報酬は3年ごとに改定されます。直近の介護報酬改定は2024年4月であり、次回改定は2027年4月となっております。当社で現在取得している「介護職員等処遇改善加算」は従業員の処遇改善に直結しております。2024年4月の改正では処遇改善加算は拡充された一方で、訪問介護の基本報酬が減額とされ、同一建物減算の拡充が図られるなど、一部当社事業に影響を及ぼす決定が行われました。これらへの対策として、新たな加算の取得で対応を行います。次回は2027年4月改定を控え、将来、処遇改善加算関係や基本報酬の大幅減額が実施される場合、新たな減算が開始される場合、介護保険サービスの利用方法に制限がかけられる場合、利用者の自己負担増によりサービス利用控えが発生する場合、新たな規制が発生した場合や人員基準変更等で新たな有資格者の雇用が義務付けられる場合など、法改正の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ③食中毒や感染症について

当社の運営する建物内では、日ごろから、換気・手洗い・手指消毒の励行等の感染防止対策をとっておりますが、外部からの訪問者によって、新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルス等を持ち込まれてしまい「アンジェス」において利用者や従業員の間で集団感染が発生する可能性があります。また、当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅においては、利用者に対し食事を提供しておりますが、厨房の整理・整頓及び食材の安心・安全な調達・調理に取り組んでいるものの、万が一、喫食された利用者の中から食中毒が発生した場合や、集団感染が広がった場合には、営業停止等の行政処分や顧客離れ等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ④事業のための指定等について

当社が行っている介護事業は、主に介護保険法に基づく介護サービスが中心であり、同法及び関連諸法令の規制を受けます。介護サービスを行うには、サービス毎に都道府県等自治体の指定を受ける必要があります。介護事業の運営を続けていく上では、常時、運営基準・設備基準・人員基準等の各種基準を充足しておく必要があります。また、サービス付き高齢者向け住宅の登

録・更新にも要件があります。

これらが遵守できていないと行政に判断された場合、介護報酬の返還又は減額、新規受け入れ停止、最も厳しい処分としては指定取消が行われる可能性があります。当社では、内部監査での確認、各部門上長による書類の確認、定期的な研修等で法令遵守に注力しておりますが、行政によって法や基準への判断・解釈が異なる、いわゆる「ローカルルール」が存在するため、当社で実施するリスクコントロールが機能せず、運営に不備があり何らかの指摘や指導を受けることとなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

| 事業区分  | 事業内容                       |
|-------|----------------------------|
| 介護事業  | サービス付き高齢者向け住宅の運営           |
| 不動産事業 | サービス付き高齢者向け住宅の設計・建築及び不動産販売 |

(6) 主要な事業所等（2024年12月31日現在）

| 区分             | 所在地                               |
|----------------|-----------------------------------|
| 事業所            | グループ本社、介護事業本部、不動産事業本部<br>(京都市西京区) |
| 介護事業<br>(33拠点) | 滋賀県 10拠点                          |
|                | 京都府 5                             |
|                | 静岡県 5                             |
|                | 岡山県 4                             |
|                | 愛知県 2                             |
|                | 兵庫県 2                             |
|                | 岐阜県 2                             |
|                | 神奈川県 1                            |
|                | 大阪府 1                             |
|                | 栃木県 1                             |
| 不動産事業          | 滋賀県 1                             |

## (7) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

### ① 企業グループの従業員の状況

| 事業区分  | 従業員数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-------|-----------|-------------|
| 介護事業  | 445（169）名 | 27名増（12名増）  |
| 不動産事業 | 6（－）      | 1名減（－名増）    |
| 合計    | 451（169）  | 26名増（12名増）  |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外書きで記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 445（169）名 | 27名増（12名増） | 45.5歳 | 3.0年   |

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外書きで記載しております。

（注）2．2024年4月1日以降、管理監督者を中心に、当社の一部従業員は年俸制に移行しております。一部従業員は、年俸制への移行に合わせて一定の昇給を行っております。

## (8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

| 借入先        | 借入額         |
|------------|-------------|
| 株式会社りそな銀行  | 1,006,873千円 |
| 株式会社滋賀銀行   | 739,743     |
| 株式会社京都銀行   | 387,417     |
| 株式会社三井住友銀行 | 329,166     |

## (9) その他企業グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,500,000株
- ② 発行済株式の総数 1,533,100株（自己株式18,056株を含む）
- ③ 株主数 1,143名
- ④ 大株主

| 株主名                  | 持株数   | 持株比率  |
|----------------------|-------|-------|
| 北山忠雄                 | 499千株 | 32.9% |
| 北山優吾                 | 129   | 8.5   |
| 北山雄三                 | 100   | 6.6   |
| 北山千賀子                | 100   | 6.6   |
| 北山裕美                 | 100   | 6.6   |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 21    | 1.4   |
| 株式会社SBI証券            | 21    | 1.4   |
| 楽天証券株式会社             | 18    | 1.2   |
| 寺田英司                 | 17    | 1.1   |
| 北山由紀子                | 15    | 1.0   |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 区分            | 株式数    | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 2,000株 | 4名     |

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「(3)会社役員の状況 ③取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 北 山 忠 雄   | 株式会社北山住宅販売 代表取締役社長                                                                |
| 専 務 取 締 役     | 北 山 優 吾   | 株式会社北山住宅販売 取締役                                                                    |
| 取 締 役         | 三 宅 裕 介   | 管理部長                                                                              |
| 取 締 役         | 高 岡 ま り 子 | 居宅介護支援部長                                                                          |
| 取 締 役         | 金 澤 光 司   | 来世幸福セレモニー株式会社 代表取締役<br>株式会社アクセス 代表取締役<br>株式会社フロンティアテクノロジー 取締役                     |
| 取 締 役         | 吉 田 誠 司   | 弁護士法人中村利雄法律事務所 代表社員<br>京都地方・簡易裁判所 調停委員<br>公益財団法人オムロン地域協力基金 評議員<br>京都市第二行政不服審査会 会長 |
| 常 勤 監 査 役     | 日 原 直 人   |                                                                                   |
| 監 査 役         | 松 室 伸 二   | ソリッドビジョン株式会社 取締役                                                                  |
| 監 査 役         | 武 田 久 美   | 武田公認会計士事務所 代表<br>株式会社北山住宅販売 監査役                                                   |

- (注) 1. 取締役金澤光司氏及び取締役吉田誠司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役日原直人氏、監査役松室伸二氏及び監査役武田久美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松室伸二氏及び監査役武田久美氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役武田久美氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役金澤光司氏、吉田誠司氏並びに社外監査役日原直人氏、松室伸二氏及び武田久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金や訴訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による違法行為や、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償金等が発生した場合には填補の対象としないこととしております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

#### (ア) 当該決定方針の決定方法及び当該決定方針の内容

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、取締役の個人別報酬については基本報酬及び非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬とすることとし、業績連動報酬、その他の報酬は支払わないこととしております。譲渡制限付株式報酬は、退任時までの譲渡制限が付されており、当社の役職員等の地位を退任又は退職した時に譲渡制限が解除されます。報酬等の決定方法については、代表取締役社長が、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬それぞれについて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度に応じて報酬案を作成したのち、任意の指名報酬委員会に諮り、任意の指名報酬委員会の意見を勘案した上で最終案を立案し、取締役会で承認し決定されております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、職務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の基本報酬については、2024年3月28日開催の取締役会において、株式報酬については、2024年4月12日開催の取締役会において、それぞれ決議しております。

#### (イ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |          |                | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|----------------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等         |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 96,558千円<br>(7,200) | 94,050千円<br>(7,200) | －<br>(－) | 2,508千円<br>(－) | 7名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,000<br>(9,000)    | 9,000<br>(9,000)    | －<br>(－) | －<br>(－)       | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 105,558<br>(16,200) | 103,050<br>(16,200) | －<br>(－) | 2,508<br>(－)   | 10<br>(5)      |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況 (1)株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月30日開催の第10回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役年額15,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。また、上記年額報酬とは別枠で、2023年3月30日開催の第13回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬として年額30,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2020年3月30日開催の第10回定時株主総会において年額15,000千円以内（うち、社外監査役年額15,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。
5. 取締役の報酬等の額には、2024年3月28日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が当社の子会社から、役員として受けた報酬等の総額は1,800千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役金澤光司氏は、来世幸福セレモニー株式会社の代表取締役、株式会社アクセスの代表取締役、株式会社フロンティアテクノロジーの取締役であります。これらの会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役吉田誠司氏は、弁護士法人中村利雄法律事務所の代表社員、京都地方・簡易裁判所の調停委員、公益財団法人オムロン地域協力基金の評議員、京都市第二行政不服審査会の会長であります。これらの法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役松室伸二氏は、ソリッドビジョン株式会社の取締役であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役武田久美氏は、武田公認会計士事務所の代表、株式会社北山住宅販売の監査役であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、同社は当社の子会社であります。

□. 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役<br>に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                         |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 金澤光司 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、主に経営全般の観点から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、経営陣の監督に努め、その期待される役割に応えております。                                                  |
| 社外取締役 吉田誠司 | 当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席いたしました。弁護士であり、長年に亘って職務を通じて培われた法律・コンプライアンス等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しております。主に法律・コンプライアンス遵守の観点から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、経営陣の監督に努め、その期待される役割に応えております。 |
| 社外監査役 日原直人 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。上場企業等での豊富な企業実務経験と高い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                   |
| 社外監査役 松室伸二 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                      |
| 社外監査役 武田久美 | 当事業年度に開催された取締役会17回中16回に、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                         |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,000    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
◎本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,782,644	流 動 負 債	1,860,565
現金及び預金	1,131,494	工事未払金	25,120
売掛金及び契約資産	410,934	買掛金	23,242
未成工事支出金	145	短期借入金	1,113,270
前払費用	46,789	1年内返済予定の長期借入金	97,954
未収入金	170,892	未払法人税等	25,932
その他	22,848	賞与引当金	16,392
貸倒引当金	△458	未払費用	273,372
固 定 資 産	3,017,113	契約負債	149,497
有 形 固 定 資 産	2,878,050	その他	135,782
建物及び構築物	1,431,371	固 定 負 債	1,628,195
土地	1,061,707	長期借入金	1,596,134
建設仮勘定	325,522	資産除去債務	15,050
その他	59,450	繰延税金負債	17,009
無 形 固 定 資 産	60,706	負 債 合 計	3,488,760
ソフトウェア	57,737	(純 資 産 の 部)	
その他	2,969	株 主 資 本	1,310,997
投資その他の資産	78,355	資 本 金	378,178
繰延税金資産	9,587	資 本 剰 余 金	279,978
その他	69,055	利 益 剰 余 金	674,260
貸倒引当金	△286	自 己 株 式	△21,418
資 産 合 計	4,799,758	純 資 産 合 計	1,310,997
		負 債 純 資 産 合 計	4,799,758

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2024年1月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取利息 受取配当金 補助金収入 補助金の収入 その他 営業外費用 支払利息 その他 経常利益 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益		4,707,895
		4,043,221
		664,674
		531,817
		132,857
	128	
	4	
	44,973	
	6,171	
	19,828	71,106
	29,940	
	278	30,219
		173,744
		173,744
	40,074	
	19,899	59,974
		113,770
		113,770

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,996,123	流 動 負 債	1,035,930
現金及び預金	724,867	買掛金	23,242
売掛金	410,934	短期借入金	480,000
前払費用	24,051	1年内返済予定の長期借入金	8,496
関係会社短期貸付金	660,000	未払費用	268,983
未収入金	170,302	未払法人税等	25,870
その他の	6,426	契約負債	149,497
貸倒引当金	△458	預り金	43,924
固 定 資 産	236,749	賞与引当金	16,392
有形固定資産	179,544	その他の	19,522
建物	140,656	固 定 負 債	140,380
構築物	3,694	長期借入金	134,600
車両運搬具	7,704	資産除去債務	5,780
工具、器具及び備品	27,489	負 債 合 計	1,176,311
無形固定資産	9,023	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	8,649	株 主 資 本	1,056,562
その他の	374	資 本 金	378,178
投資その他の資産	48,181	資 本 剰 余 金	279,978
関係会社株式	24,700	資 本 準 備 金	279,978
長期前払費用	5,897	利 益 剰 余 金	419,824
繰延税金資産	9,587	その他利益剰余金	419,824
その他の	8,282	固定資産圧縮積立金	8,455
貸倒引当金	△286	繰越利益剰余金	411,369
資 産 合 計	2,232,873	自 己 株 式	△21,418
		純 資 産 合 計	1,056,562
		負 債 純 資 産 合 計	2,232,873

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2024年1月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,159,431
売 上 原 価	3,592,003
売 上 総 利 益	567,428
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	459,983
営 業 利 益	107,444
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	101
業 務 委 託 料 収 入	7,364
助 成 金 収 入	6,171
補 助 金 収 入	11,318
そ の 他	11,590
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6,508
そ の 他	278
経 常 利 益	137,204
税 引 前 当 期 純 利 益	137,204
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	39,164
法 人 税 等 調 整 額	8,170
当 期 純 利 益	89,869

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社 T. S. I
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山下 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T. S. I の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T. S. I 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するため

の対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社 T. S. I
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山下 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T. S. I の2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用してい

る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につい

て検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 「内部統制システムの構築に関する基本方針」として定めた取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月28日

株式会社 T. S. I 監査役会

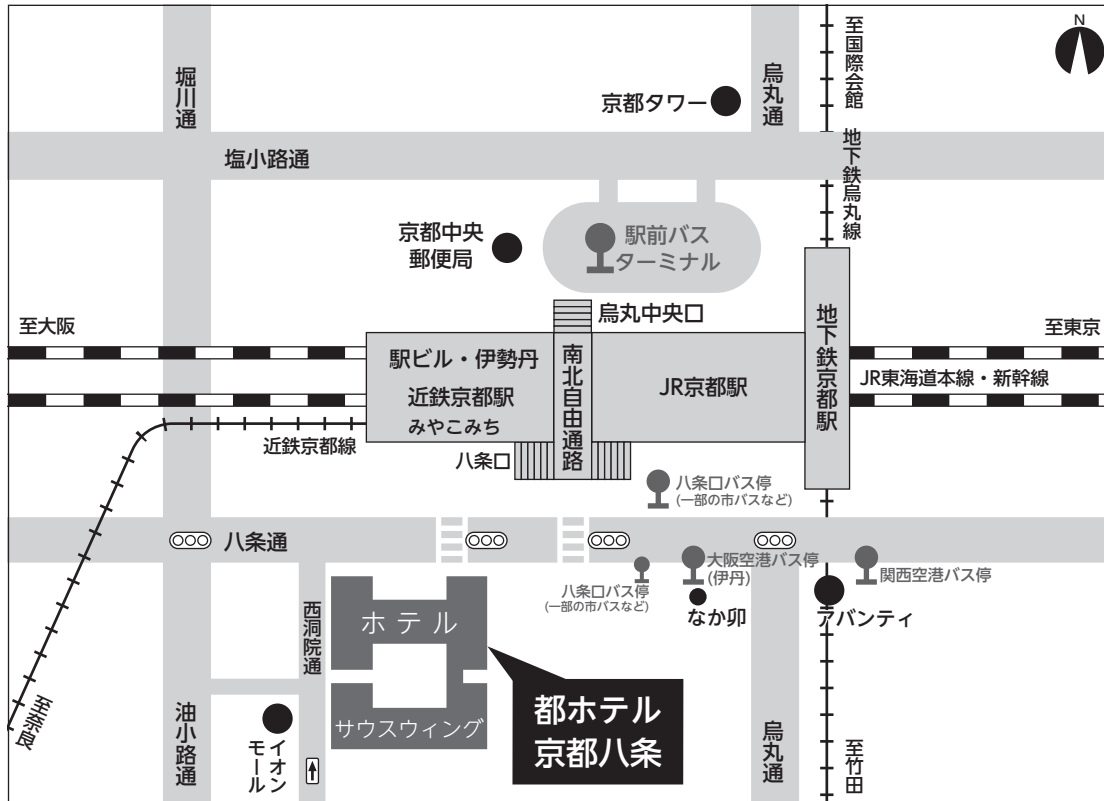
社外監査役（常勤） 日原 直人 印

社外監査役 松室 伸二 印

社外監査役 武田 久美 印

株主総会会場ご案内図

会場：京都府京都市南区西九条院町１７
都ホテル 京都八条 B1 陽明殿
TEL 075-661-7111



交通 J R ・新幹線・近鉄京都駅八条口より徒歩約 2 分
地下鉄京都駅より 徒歩約 5 分